

令和4年4月14日

東京都における「リバウンド警戒期間における取組」を踏まえた公務に係る会食について

- 1 公務に係る会食について（各種団体開催の総会等にともなう懇親会等）  
公務の都合上、挨拶等を要請された場合は、会場に長時間滞在しないなど、感染対策に留意する。
  
- 2 対象期間  
令和4年4月15日（金曜日）から当面の間